

平成 16 年度第 7 回常務理事会議事録

日 時：平成 17 年 2 月 4 日（金）15：00～17：24

会 場：ルーテル市谷センター 第 1 会議室

出席者：

会 長：藤井 信吾

副会長：田中 憲一、丸尾 猛

常務理事：植木 實、岡村 州博、落合 和徳、佐藤 章、武谷 雄二、星 和彦、
村田 雄二、和氣 徳夫

監 事：藤本征一郎

幹事長：吉田 幸洋

幹 事：植田 政嗣、小田 瑞恵、小原 範之、刈谷 方俊、小林 浩、古山 将康、
澤 倫太郎、清水 幸子、高桑 好一、早川 智、阪埜 浩司、平川 俊夫、
平田 修司、藤森 敬也、村上 節、矢野 哲

総会 議長：清川 尚

総会副議長：足高 善彦、松岡幸一郎

事務局：荒木 信一、桜田 佳久

資 料

第 7 回常務理事会業務担当常務理事報告並びに関連協議事項予定内容

1：第 6 回常務理事会議事録（案）

庶務 1-1：平成 17 年度第 1 回理事会における理事長選出方法案

庶務 1-2：懲戒内規案

庶務 2：第 57 回総会次第（案）[当日配布]

庶務 3：教育委員会規約（案）

庶務 4：諸規定改訂（案）[当日配布]

庶務 5-1：「女性の健康週間」プレスセミナー報告

庶務 5-2：「女性の健康週間」に関する新聞報道

庶務 5-3：地方部会宛依頼状 [当日配布]

庶務 6：厚労省「ICD-10（2003 年版）のわが国への適用に関する協力について（依頼）」

庶務 7：日本眼科学会「要望書」

庶務 8：第 27 回日本医学会総会「学術プログラムに関するアンケートのお願い」

庶務 9：善通寺病院からの情報提供依頼の書状

庶務 10：一般個人からの e-mail での照会 [当日配布]

会計 1：平成 16 年度収支計算見込、平成 17 年度予算編成 [当日配布]

会計 2：文科省「公益法人の財務管理及び会計処理等の適正な執行について」[当日配布]

会計 3：取引銀行の格付け [当日配布]

学術 1：日本腎臓学会からのお願いに対する本会の回答 [当日配布]

学術 2：学術企画委員会運営要綱の改訂について [当日配布]

学術 3：朝日新聞 2 月 1 日付「低用量ピルに関する医師向けガイドライン」に関する記事 [当日配布]

編集 1：編集内規改訂（案）[当日配布]

渉外 1：地方部会長宛 AOFOG Tsunami Fund への支援協力の依頼状

渉外 2：AOFOG Shan S Ratnam-Young Gynaecologist Award に対する候補者推薦依頼状

渉外 3：AOFOG Shan S Ratnam-Young Gynaecologist Award 及び Young Scientist Awards に対する
寄付依頼状

社保1：外保連「本年度の要望項目アンケート依頼について」
社保2：社会保険診療報酬改正に関するアンケート集計結果 [当日配布]
社保3：日本医師会「診療報酬における医療技術の評価・再評価に係る要望書提出のお願い」 [当日配布]
専門医制度1：専門医制度規約・施行細則改定案
倫理1：根津会員代理人遠藤弁護士「ご連絡」及び平岩弁護士「ご連絡」
倫理2：大濱理事からの「構造改革特区に規定する高度医療提供病院の構造設備や人員等に関する基準」に関する本会の見解を求める書状
倫理3：文部科学省他「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の改正等について」
倫理4：文部科学省他「疫学研究に関する倫理指針の改正等について」
倫理5：読売新聞1月23日付報道記事
倫理6：朝日新聞1月18日付「生殖医療の法整備」に関する記事
倫理7：着床前診断の実施に関する細則（改定案） [当日配布]
倫理8：大谷産婦人科医院宛書面 [当日配布]
倫理9：名古屋市立大学からの着床前診断に関する審査小委員会委員（案）[当日配布]
倫理10：毎日新聞1月27日付「体外受精児」に関する記事 [当日配布]
広報1：地方部会別パスワード登録率 [当日配布]
広報2：第3回広報委員会・情報処理小委員会合同会議資料 [当日配布]

15：00、会長・副会長、常務理事の総数 11 名全員が出席し、藤井会長が開会を宣言した。藤井会長が議長となり、議事録署名人として、会長及び庶務・会計担当常務理事の計 3 名を選任し、これを承認した。

.平成 16 年度第 6 回常務理事会議事録（案）の確認
1 頁目の出席者名を一部修正の上、承認した。

.業務担当常務理事報告並びに関連協議事項

1) 庶務（落合和徳理事）

[. 本会関係]

(1) 会員の動向

すずきさぶろう
鈴木三郎功労会員（千葉）が 2 月 1 日に逝去されたので、会長名の弔電、香典を手配した。

(2) 第 60 回学術集会長の推薦依頼について

落合常務理事より「1 月末までに各理事から第 60 回学術集会長の推薦を頂いた。本日（2 月 4 日）会長が事務局長立会いのもと、推薦状を開封した結果、理事 13 名より 1 名の候補者が推薦された。被推薦者の立候補の意向を確認できたので、所信を用意頂き各理事に配布した上で、副会長の投票手続に則り、2 月 19 日の第 4 回理事会で投票により選任したい」との報告があり、特に異議なくこれを承認した。

(3) 理事長選任手続、懲戒規定について

第 6 回常務理事会での指摘を踏まえ、修正を加えた。[資料：庶務 1-1、1-2]

松岡副議長より「理事長選出方法について、過半数という表現をする場合、絶対的過半数なのか相対的過半数なのかという問題が生じる。過半数の得票というのは、現在理事数（23 名）の過半数なのか、出席理事数の過半数なのか、出席理事の有効投票数の過半数なのか、の 3 通りが考えられる。白票は有効投票となるが、論理的には例えば投票をしない、或いは候補者以外の氏名を書くと無効投票となる。現在理事数の 2/3 が出席して理事会が成立すれば、出席理事の有効投票の過半数とするのが一般的である」との指摘があり、理事長選

出方法案を指摘の通り修正することを、承認した。

(4) 第 57 回日本産科婦人科学会総会次第(案)について

第 4 回理事会で諮る第 57 回総会次第(案)を作成した。[資料：庶務 2]

松岡副議長より「総会次第(案)では、総会運営内規の一部変更に関する件が第 1 議案で、その後に議長・副議長を選出する段取りになっている。仮議長は総会の議案を決めることが出来ず、議長団の選出だけを諮ることができる。総会運営内規の一部変更は 4 月 2 日即ち総会当日から有効となる。結論として、まず仮議長を選出し、正式の議長団を選出した後に総会運営内規の一部変更に関する件を上程しなければいけない」との指摘があった。

荒木事務局長「総会運営内規の変更には議長団の選出に関わる条項が含まれるので、仮議長により総会運営内規の変更を総会で承認した後、議長団を選出するプロセスが必要と思われる」

以上協議の結果、議長団と事務局で総会次第につき検討することを、承認した。

(5) 教育委員会の設置・準備について

教育委員会規約(案)を作成した。[資料：庶務 3]

後述 7) 専門医制度で協議。

(6) 理事長制導入に関わる諸規定の改訂について [資料：庶務 4]

理事長制導入・組織変更に伴い、「役員および代議員選任規程」、「総会運営内規」、「理事会運営内規」、「企画委員会内規」、「鑑定人推薦委員会内規」を改訂する。

1. 文言の修正

「会長」「会長、副会長」とあるのを「理事長」に改める。

「運営企画委員会」とあるのを「運営委員会」に改める。

「学術企画委員会」とあるのを「学術委員会」に改める。

「社会保険学術委員会」とあるのを「社会保険委員会」に改める。

「認定医」とあるのを「専門医」に改める。

「評議員」とあるのを「代議員」に改める。

2. 役員および代議員選任規程第 5 条 “理事の互選による業務担当主任および会長” とあるのを “理事の互選あるいは理事長” に改める。

3. 総会運営内規第 2 条 3. および第 5 条 6. “第 14 条” とあるのを “第 11 条” に改める。(実際の条項に合わせる)

同第 5 条 “運営委員会” とあるのを “総会運営委員会” に改める。

4. 理事会運営内規第 2 条理事の分担業務として資料の通り追記する。

第 4 条 “担当主任” とあるのを “担当理事” に改める

5. 企画委員会内規のうち、運営委員会に関する部分について運営委員会内規を新たに制定する。運営委員会内規は資料の通りとする。

特に異議なく、承認した。

(7) 大谷訴訟

2 月 3 日に第 5 回口頭弁論が行われた。本会から平岩弁護士(代理人)、落合理事が被告側として出席した。また、吉田幹事長、阪埜庶務主務幹事が傍聴した。

(8) 「女性の健康週間」について[資料：庶務 5-1、5-2]

吉田幹事長より資料に基づきプロジェクトの進捗状況を説明の上、「三越日本橋本店でのイベントとして、健康セミナーを企画している。学会が本腰を入れて企画した内容だということを社会に知って貰うために、セミナー講師として理事の先生方もノミネートしたので、ご協力をお願いしたい。また、健康相談コーナーを設け各時間帯 2 名ずつ医師がお客様の健康相談に応じようということで、学会・医会の幹事団の先生方が協力して対応することを

考えている」との報告があり、了承した。

〔 ．官庁関係〕

(1) 厚生労働省

「ICD-10(2003年版)のわが国への適用に関する協力について(依頼)」の書状を受領した(1月26日)[資料:庶務6]

教育・用語委員会に依頼することを、了承した。

〔 ．関連団体〕

(1) 日本眼科学会

日本眼科学会より「羊膜バンク設立」に関連し、羊膜採取におけるガイドライン作成の要望書を受領した(1月18日)。[資料:庶務7]

学術でガイドラインを作成するかを含め検討することを、了承した。

(2) 第27回日本医学会総会

第27回日本医学会総会学術プログラムに関するアンケートを受領した(1月14日)。

[資料:庶務8]

学術で推薦人のリスト作成を検討することを、了承した。

(3) 最高裁医事関係訴訟委員会

最高裁医事関係訴訟委員会より平成16年11月25日付で依頼のあった鑑定人候補推薦依頼2件につき、鑑定人推薦委員会から推薦を行った。本件後で18件の事案に対し鑑定人を推薦し、うち3件については和解成立(2件)、判決言い渡し(1件)と結着した。最高裁医事関係訴訟委員会から何れも本会より推薦した鑑定人の鑑定が活かされたとの謝意があった。

〔 ．その他〕

(1) 後援依頼

(社)日本家族計画協会より「第一線の産婦人科医とコ・メディカルのためのOC啓発セミナー」の開催に当たり、後援名義の使用許可申請があった(1月21日)。財政負担なきを条件に応諾した。

(2) 病院新聞社より会長宛に「女性の健康週間」、若手医師の確保等についてのインタビュー申し込みがあり、本日(2月4日)会長がインタビューに応じた。

(3) 国立病院機構善通寺病院長谷部 宏先生より、周産期委員会登録病院へアンケート調査を実施するに当たり当該病院の情報提供の依頼があった(1月11日)。[資料:庶務9]

本件対応については、周産期委員会が検討することになった。

(4) 一般個人より婦人科検診について e-mail での照会があった。幹事団より回答を行いたい。[資料:庶務10]

(5) **落合常務理事**より「ある会員より子宮動脈塞栓術に関わる術後の後遺症について実態を調査した方が宜しいのではないかとの依頼があった。学会として調査をしておいた方が保険採用に向けての協議に役に立つと思われるので、検討願いたい」との提案があり、了承した。

2) 会 計 (岡村州博理事)

(1) 平成16年度収支計算見込、平成17年度予算編成について

2月4日会計担当理事会を開催し、平成16年度収支計算見込及び平成17年度予算編成

について協議した。 [資料：会計 1]

岡村常務理事より本日の会計担当理事会で協議した内容につきその概略を資料に基づき報告した。要点は以下の通り。

1. 一般会計の平成16年度収支計算見込及び平成17年度予算については、第6回常務理事会で報告した通りである。

2. 4月からのペイオフ全面解禁に鑑み、年2回程度理事会に取引銀行の格付評価を報告し、それに基づいての対応を検討する。具体的には中央三井信託の格付はBBBであり、決済用預金に資金を預け替えること等学会の全体的な資金のあり方について今後検討して参りたい。

3. 一般会計は今後も赤字が継続すると見込まれるので、学会会計の健全化に向けて、会費免除会員の問題、 学術集会を収益事業として位置付けることを検討課題とすること、を理事長制下の次期執行部に対し、会計担当理事会として提言することとした。

会計担当理事会の提言を次年度の審議事項とし、他方、赤字を少なくするよう努力しながら、新しい道を探る方向性を了承した。

(2) 文部科学省より「公益法人の財務管理及び会計処理等の適正な執行について(通知)」の書信を受領した(2月2日)[資料：会計 2]

(3) 平成17年4月からのペイオフ全面解禁に向けての対応について[資料：会計 3]

3) 学 術 (和氣徳夫理事)

(1) 第4回理事会の準備のため、以下の諸会議を開催する予定である。

2月10日：第59回シンポジウム 1,2,3,4 課題選考小委員会

第58回特別講演演者予備選考委員会

平成16年度学術奨励賞予備選考委員会

2月17日：第58回シンポジウム 1,2,3,4 演者選考小委員会

2月18日：学術担当理事会

第3回学術企画委員会

(2) 生殖・内分泌委員会「低用量経口避妊薬の医師向け情報提供資料改訂のための検討会議」を1月20日に開催した。会議に6学会及び厚労省が参加し、本会より岩下光利委員が出席した。[資料：学術 3]

藤井会長より「(資料の)朝日新聞の記事の情報ソースはどこか」との質問があった。

荒木事務局長「リークの経緯は確認できていない」

藤井会長より「あたかも本会の責任というような書き方をされると辛い面がある。今後気をつける必要がある」との見解が示された。

(3) 本会に日本腎臓学会から「腎疾患患者の妊娠に関するガイドライン作成小委員会」への推薦依頼があったが、周産期委員会での検討を踏まえ、愛媛大学伊藤昌春教授を推薦することとしたい。[資料：学術 1]

特に異議なく、了承した。

(4) 理事長制導入、組織変更に伴い、学術企画委員会運営要綱の改訂を検討しており、今後第3回学術企画委員会に諮り、第4回理事会に上程する方向としたい。[資料：学術 2]

特に異議なく、その方向性を承認した。

4) 編 集 (星 和彦理事)

(1) 会議開催

1月14日に編集会議を開催した。

(2)「産婦人科研修の必修知識 2004」について

星常務理事より「2月4日現在 1,993部の販売実績になっている。贈呈用の58部を加えると 2,051部となり、在庫は 949部である。また、各医学部に併設されている書店から取扱いが出来ないかとの照会があるが、マージンを 40~60%取られるので、従来どおり学会事務局での販売方針としたい。但し、生協はマージンが 10%なので販売を委託したい」との報告があり、これを了承した。

(3)理事長制導入に関わる「編集内規」の改訂について[資料：編集 1]

文言について、「会長講演」とあるのを「学術集会長講演」に改める。

星常務理事より「『学術講演会』と『学術集会』との言葉の使い分けが不明確である」との指摘があった。

藤井会長より「内規の文言は『学術集会』で統一する」との見解が示され、内規の改訂を承認した。

5) 渉外 (村田雄二理事)

[FIGO 関係]

特になし

[AFOG 関係]

(1)スマトラ島沖大地震関連 Tsunami Fund 創設に関する協力の呼びかけに対応し、各地方部会長宛に協力依頼の書信を発送した(1月25日)。[資料：渉外 1]

藤井会長より「現在 10 地方部会から計 50 万円の義捐金が集まっている」との報告があった。

村田常務理事「AFOG には本会の支援額は 20 千ドルであることを報告済みである。声明を出した国は韓国 20 千ドル、パキスタン 2 千ドル、フィリピン 450 ドル、AFOG 5 千ドルである」

佐藤常務理事「20 千ドルは早く送金した方が宜しい」

以上協議の結果、20 千ドルを早急に送金することを、了承した。

(2) AFOG の Prof.Sumpaico 事務総長から韓国での AOCOG 2005 の Young Gynaecologist Award の推薦依頼の書面を受領した。この賞は発展途上国の産婦人科医に贈られる。推薦の締め切りは 2005 年 4 月 30 日。[資料：渉外 2]

藤井会長より「学会のあり方検討委員会で検討している海外研修派遣事業に関連して、若手医師を派遣する海外の学会の一つとして AFOG をいれても良いのではないか」との提案があった。

村田常務理事「Award を取った人たちを学会がサポートすることも一つの方法である」

和氣常務理事「ヤングとなると推薦の基準が難しい。時間的にもタイトである」

以上協議の結果、学会のあり方検討委員会で検討している海外研修派遣事業に関連して、推薦については丸尾副会長預かりとすることを、了承した。

(3) Shan S Ratnam-Young Gynaecologist Award(SSR-YGA)及び Young Scientist Awards(YSA)に対する寄付の依頼について書信を受領した(1月24日)。[資料：渉外 3]

本会は従来より協力しており、また、予算立てもしていることから、寄付を承認した。

[ACOG 関係]

特になし

[その他]

特になし

6) 社 保 (植木 實理事)

(1) 第 3 回社会保険学術委員会を 2 月 19 日に開催する予定である。

(2) 外保連から社会保険診療報酬改正の要望項目のアンケート依頼があった(1月20日)。

[資料：社保 1]

(3) メサルモン F 要望書を医会の承諾の下に出状した。

(4) 平成 18 年度診療報酬改訂のアンケート調査を実施した。 [資料：社保 2]

植木常務理事より「外保連からの社会保険診療報酬改正の要望項目のアンケート依頼に対応して、平成 18 年度診療報酬改訂のアンケート調査を実施し、2 月 19 日の第 3 回社会保険学術委員会で取り纏めの上、期限内に外保連にアンケートを提出予定である」との報告があった。

藤井会長「分娩料については色々と難しいので触れないというのが厚労省のスタンスである。産婦人科の収益は余り高くないので、収益を上げるために何らかの工夫が必要である」

松岡副議長「国会の予算決算委員会で公明党の議員が、少子化対策の位置付けで分娩費の現金給付か現物給付かの議論をして、30 万円という金額の根拠は国立病院の分娩に関わる費用の平均値であること、公明党の調査では 45 万円強が平均値であること、から改善を求めるといった質問をした。これに対して総理大臣は具体的に検討するような答弁をしたようである。従って今後何らかの動きがあると考えた方がよい」

藤井会長「分娩費の金額を上げるためには 2,400 億円の財源が必要となるが、現在の財政状況ではどうにもならず、予算立てが出来ないのですぐには動けないというのが厚労省の見解である」

松岡副議長より「分娩費に関し議論が行われたのは事実であるし、一方で従来型の省庁の発想での予算立てが崩れているのも現実である。医会のマターかもしれないが、経済面で産婦人科の地位を如何に高めるかという観点からは重要な問題である。医会は従来より現物給付に反対しており、毎年現金給付尚且つ金額を上げることを提案している。しかし、公明党の主張は現物給付である。社会保障の枠組みの中でどう割り振るかについては今後ドラスティックに変わる可能性がある。その時にこそこういうことをきちっと俎上に載せるチャンスがあると思う。不妊助成金の例のように、今回の問題は自民党ではなく公明党の提案であり、連立政権の持つ特質を勘案すればかなり優先して扱われる可能性がある」との見解が示された。

(5) 平成 16 年度施設基準設定手術数アンケートを回収し解析中である。

(6) 日本医師会より「診療報酬における医療技術の評価・再評価に係る要望書提出のお願い」に関する書信を受領した(1月31日) [資料：社保 3]

7) 専門医制度 (武谷雄二理事)

(1) 第 4 回中央委員会の開催

平成 16 年度第 4 回中央委員会を 1 月 29 日に開催した。

(2) 専門医制度規約、専門医制度施行細則の改訂について

「会長」とあるのを「理事長」に文言を改める。 [資料：専門医制度 1]

特に異議なく、承認した。

(3) **武谷常務理事**より「第 4 回中央委員会で、研修小委員会の教育委員会への移行について議論した結果、様々な問題が指摘された。

意見を要約すると、

現状の実態に即し、教育委員会に専門医試験問題の作成を委嘱し、教育委員会は更に専門医の教育に関し幅広く包括的に行う、

専門医制度委員会は総務・会計、認定、研修の各小委員会が揃うことによって、ある程度自立的、独立的に専門医のレベルや Minimum Requirement 等を議論して、それに基づいて問題を作成する。現状は教育・用語委員会に委嘱し、同委員会が作成した試験問題を専門医制度委員会の独自の立場で一回フィルターに掛けて吟味している。研修小委員会が教育委員会に移行するとなると、専門医制度委員会は専門医試験センター事務局として試験に関わる事務を担当することとなる。downsize は出来るが学会の専門医制度委員会としてそういうことで宜しいのか、

学会はある意味では教育を最も重視すべき学術団体である。教育委員会を拡大的に捉えると、学術企画委員会や編集を包括的に組み込む等本会の委員会を大幅に reshuffle する可能性はあるか、

以上の 3 点が指摘され、これは非常に大きな問題であり中央委員会の discussion を超えた問題ということで本日提案させて頂きたい」との提起があった。

藤井会長より「教育委員会を立ち上げるにあたり、その枠組みについては学術企画委員会で検討しており、当初教育委員会は編集の業務の中から分かれる形を考えていたと思う。それが専門医制度委員会の中に食い込んで教育を語り始めたときに、複雑な問題点が生じたわけである。問題点を整理しないと教育の持っていき方が難しいと思う」

和氣常務理事「各大学で行っている卒後研修について、一度機関横断的に均等化を図るための会を作りたいということで編集と協議を始めた。当初の目的は、卒後研修を横断的に評価すること、及びスーパーローテーションのときの産婦人科離れを防止するために何らかのプログラムが出来ないのか、この 2 点を検討・協議することであった」

藤井会長「専門医制度の予算は別枠であり、専門医制度の枠組みを崩すことは考えていない。専門医制度の中の教育を教育委員会がどのように担うかは別問題である」

落合常務理事「会長の意向に沿っているのか、解釈或いは認識を一致させるためにもまず資料[庶務 3]にある教育委員会設立の趣旨について協議した上で、専門医制度との関係を協議した方が分かりやすいと思う」

藤井会長「資料にある『教育委員会の設置について』の文言と教育委員会規約（案）とで表現は違うが、規約が意向に沿っている内容である。2 つの違った組織を潰して教育委員会を立ち上げるのではなく、新たに教育に関わるものを起こし、専門医制度では縮小できるものがあれば縮小すれば良からう、その位の考え方からスタートした方が良い。予算が全く違う」

武谷常務理事「専門医制度の研修小委員会と教育・用語委員会、編集とを集約してより効率的な会員教育を行う組織を企画して欲しいとの要請であったが、機能上の連携なのか、枠組みを変えるのかが不明確であった」

藤井会長「基本的に専門医制度委員会は自立している。最初にお願いしたことは、編集イコール教育でよい、教育が編集を包括してもいいのではないかとということであった。専門医制度の予算は教育委員会を使うことによりもっと縮小できるということを、考えて頂いてよいと思う」

落合常務理事「教育委員会の想定される業務内容で専門医制度と関わりのあるところは、規約第 2 条の 2 項と 3 項である。現実に 3 項の業務は教育・用語委員会が担ってきたと認識しており、また 2 項の諮問あるいは委託を受けた業務というのも差し障りがないと思う」

藤井会長「規約はこれでよいが、設立趣旨は意を汲んでいない」

和氣常務理事「教育が学会にとって重要であることは誰もが認めていることであるが、具体的に何をやるかが決まっていない。何故決まらないかということと教育委員会が立ち上がっていないからである。教育委員会を立ち上げて何が出来るのかそれをまず決めて、その後周辺の委員会との連携を検討したら如何か」

藤井会長「教育に関する事業は無数にあるので、何をやればよいのかではなく、まず始めなければいけない」

星常務理事「具体的にはどうしたらよいか。編集は編集として残すのか」

藤井会長「常務理事会に編集担当常務理事として残すか、教育と編集を合体させるかのどちらかとなる。編集業務はアジア・オセアニアの仕事がどうなるかにも関わってくる。そ

のまま来たら編集も結構大変である」

星常務理事「会長の意向に沿い編集を教育に直す形を考えていたが、途中で編集として機能すべきであろうとの話となった」

藤井会長「そうであれば、編集と教育を別立てにせざるを得ない。教育は来期の予算立てをしており、また、常務理事会に教育担当常務理事を置くこととなる」

星常務理事「教育は編集、学術、専門医等各部門で行っているの、それを集約していかなければいけない」

藤井会長「学術は学術の問題に特化して頂きたい、編集は編集への特化、教育は卒前・卒後に関してどういうことをやるかで教育に特化すれば、それ程ややこしいことではない」

落合常務理事「設立趣旨の下から 3 行目の文言を『それぞれ別個に担ってきた教育に関する業務を組織横断的に集約して』と修正することを提案したい」

藤井会長「特定しない書き方であれば結構である。専門医制度委員会での議論は、教育委員会が出来た段階で教育委員会の利用の仕方を検討すれば宜しいかと考える」

以上協議の結果、教育委員会規約および落合常務理事の設立趣旨の文言に関する提案を承認した。

8) 倫理委員会 (田中憲一委員長)

(1) 本会の見解に基づく諸登録 (平成 16 年 12 月 31 日)

ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：84 施設

体外受精・胚移植、および GIFT の臨床実施に関する登録：642 施設

ヒト胚および卵の凍結保存と移植に関する登録：527 施設

パーコールを用いての XY 精子選別法臨床実施に関する登録：機関誌 46 巻 8 号 (平成 6 年 8 月) において登録一時中止以来登録なし、通算 17 施設

顕微授精の臨床実施に関する登録：364 施設

非配偶者間人工授精の臨床実施に関する登録：23 施設

(2) 会議開催

第 5 回登録・調査小委員会を 1 月 25 日に開催した。

(3) 第 2 回生殖に関する遺伝カウンセリング講習会を 1 月 30 日に開催した。

藤井会長より「120 人の参加者があり、大変活発な会であった」との報告があった。

(4) 遠藤弁護士より送付された「根津会員の体外受精の施設認定」に関する照会に対する回答について[資料：倫理 1]

(5) 大濱理事より「構造改革特区を規定する高度医療提供病院の構造設備や人員等に関する基準」に関する照会があった (1 月 14 日)。[資料：倫理 2]

田中委員長より「提供精子による体外受精を厚労省が省令で許可したように受け取れる点について、阪埜幹事が厚労省に照会したところ『勘違いと考えられる。提供精子による体外受精の実施は認めないとの本省のスタンスは変わらない』との回答であった。本件については次回の倫理委員会で審議したい」との報告があった。

藤井会長より「大濱先生には厚労省の回答を広島市に伝えて頂きたいとご依頼した方が宜しい」との見解が示された。

松岡副議長「法律が既に施行されているので、条件を満たした申請書が提出されれば法律上行政は認可しないわけにはいかない。厚労省の回答を口頭で広島市に伝えても意味がないのではないか」

藤井会長「口頭で伝えた時に相手がどう反応するかを見た上で、次の対応を考えればよいのではないか」

松岡副議長「厚労省の見解を文章で貰う必要がある。但し、法律論的に云えば、第 5 条に記載されている基準をクリアさえすれば(提供精子による体外受精を)出来ることになる。

その旨法律に書いてある。基準を満たしているのに認可しないことは手続上出来ない」

田中委員長「本会は学術団体なので行政に対して学会の立場を説明することしか出来ない。説明をどう受け取るかは相手の行政の問題であって、本会が分かっている何もしない、リスポンスをしないことが問題となると思う」

松岡副議長「リスポンスしなければいけない。学会が出来る範囲に限界がある。法律が通ってれば、それに従って提出された申請を認可しなかった場合、訴訟になれば負けるので、申請を認可せざるを得ない、そういうことが起こりえるということを認識しなければいけないと申し上げている」

以上協議の結果、大濱先生には厚労省の回答を広島市に伝えて頂き、広島市が動かなければ本会から厚労省にお願いするとの方向性を承認した。

(6) 文部科学省・厚生労働省・経済産業省「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の改正等について」に関する通知を受領した(1月17日) [資料：倫理 3]

(7) 文部科学省・厚生労働省「疫学研究に関する倫理指針の改正等について」に関する通知を受領した(1月17日) [資料：倫理 4]

(8) 読売新聞 1月23日付「卵子の提供が必要な患者を抱える不妊治療施設」に関する記事について、本件記事を掲載するに当たり深谷孝夫生殖・内分泌委員会委員長がインタビューに応じた。 [資料：倫理 5]

(9) 朝日新聞 1月18日付「生殖医療の法整備」に関する記事について [資料：倫理 6]

(10) 理事長制導入に関わる「着床前診断の実施に関する細則」の改訂について

[資料：倫理 7]

文言について、「会長」とあるのを「理事長」に改める。
特に異議なく、承認した。

(11) 大谷恭一郎会員および大谷典子会員に対し、大谷徹郎医師による着床前診断に関わる聴取について依頼状を1月28日に発送した [資料：倫理 8]

(12) 名古屋市立大学からの着床前診断に関する審査小委員会委員(案)について

[資料：倫理 9]

委員(案)について特に異議なく、承認した。

(13) 毎日新聞 1月27日付「体外受精児」に関する記事について [資料：倫理 10]

(14) **藤井会長**より「体外受精・胚移植での移植胚数を現状の3個以内から少なくとも2個に減らす方向で倫理委員会にて検討して欲しい」との提案があった。

佐藤常務理事「学問的なことであるので、倫理委員会ではなく学術または生殖・内分泌委員会で決める問題ではないか。倫理委員会としては3個以内と云っているにも関わらず、登録の結果を見ると4個、5個もやっているところが未だにあるということを問題にすべきと考える」

田中委員長「平成8年2月の会告『多胎妊娠に関する見解』の解説には、生殖・内分泌委員会と周産期委員会に調査を付託したことと、両委員会の報告要旨が記載されている。それを踏まえて倫理委員会で決定したことである。」

藤井会長「スウェーデンでは1個になった。そういう国があるということはそれなりに問題があるとの考え方が一方であるということである。減らすことが出来るような方向での考え方をしていけないといけない」

岡村常務理事「公募小委員会でご久保春海先生から『わが国の生殖補助医療による妊娠の

転帰および出生児の予後調査』の研究課題が出ており、これを生殖・内分泌委員会と周産期委員会の両方でサポートして行う計画である。その中で会長の提案を踏まえて調査することで宜しいのではないかと」

藤井会長「それだと時間もかかるので、それぞれの調査を並行してやって頂けたらと思う」

和氣常務理事「2つのアプローチが必要である。周産期から見たアウトカムのデータの表示と、妊娠の効率の面、即ちこれは生殖・内分泌となる。両方が有機的に連携した体制を構築することが必要である」

佐藤常務理事「移植胚数を3個から2個に減らしたところで、日本の周産期の医療水準からいえば、双胎も三胎も児の転帰については有意差はない。母親・家庭の問題が浮き彫りになってきて、減数手術が現実に行われている。周産期で調査するのもよいが、もっと違うところでやるべきである。ARTで生まれた子供の予後調査と分娩時の状況を調査することが大切である。そうすると減数手術が良いか悪いかにかかってくる。その問題は倫理委員会で取り上げることが決まっている」

藤井会長より「いずれにせよ取り組む課題の1つであり、学術を基盤としてそのことを検討して頂きたい」との発言があり、了承した。

・理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 学会のあり方検討委員会（藤井信吾委員長）

(1) 会議開催

2月4日に委員会を開催予定である。

2) 広報委員会（佐藤 章委員長）

(1) パスワード登録状況（1月末日現在）

| | | | |
|-------|---------|-----|-------|
| 在籍会員 | 15,733名 | | |
| 登録済会員 | 6,899名 | 登録率 | 43.9% |

(2) 会議開催

2月1日に第3回広報委員会・情報処理小委員会合同会議を開催した。[資料：当日配布]

佐藤常務理事より会議の審議結果について資料に基づき報告があった。

要点は以下の通り。

1. パナー広告について、協和企画（A社）の実績が上がらないので解約する。

広告の値段設定、朝日エルとの契約を検討したい。

特に異議なく、承認した。

2. 登録業務は僅かずつではあるが進捗している。

3. 地方部会担当公開講座について、2ヶ所が中止となった。

4. ホームページのリニューアルを進めている。

5. ホームページの会員専用ページと一般向けページの垣根をなるべく取り外したい。

会員専用ページから一般向けページに移動する項目について本常務理事会で意見を伺った上で2月18日の運営企画委員会に諮りたい。

運営企画委員会および理事会（2月19日）で協議することを、了承した。

6. 本会主催公開講座について、女性の健康週間の実施と学術講演会開催地の固定化を踏まえ、方法や実施日等検討するべきと考えており、これについても運営企画委員会に諮りたい。

藤井会長より「予算やスポンサーの寄付を勘案した場合、『女性の健康週間』は別個に考えて宜しいかと思う。学術講演会開催地での公開講座の実施は集会長の裁量であり、田中先生に考えて頂く事でいいのではないかと」との見解が示され、了承した。

7. Medical Channel について、会員の評判が良かったので、京都での学会でも実施することとなった。但し、周産期部門でスポンサーがつかなかったため、広報委員会の予算のうち地方部会主催公開講座中止分20万円で補うこととしたい。

特に異議なく、了承した。

3) 第 20 回 AOCOG 組織委員会 (武谷雄二委員長)

特になし

4) 生殖医療評価機構検討委員会 (麻生武志委員長)

特になし

佐藤常務理事より「厚労省が主催する妊婦と薬剤についての相談窓口等設置に関わる会議に出席したが、厚労省の担当課は薬務課であった。妊婦に関わることなので母子保健課が関与すべきと思うが、横の繋がりは全くない。薬務課に対して母子保健課と一緒にやるような体制を作るべきと進言したらどうかということで、委員長の佐藤郁夫先生が調整をしている。庶務におかれては、医会とのワーキンググループの場で両会がどう動くかについて議題に上げて検討して欲しい」との提案があった。

落合常務理事より「今年度のワーキンググループは既に終了している」と回答され、次年度医会と話をすることを了承した。

以上